

新潟県公共職業訓練事業「委託訓練（短期課程）」業務の計画（案）について

表 令和 8 年度委託訓練（短期課程）の計画定員（案） (人)

分野	R6			R7	前年度比	うち知識等習得コース		うちデュアルシステム		eラーニングコース		R8	前年度比	うち知識等習得コース		うちデュアルシステム		eラーニングコース	
		うち知識等習得コース	うちデュアルシステム				前年度比		前年度比		前年度比				前年度比		前年度比		前年度比
事務系	1,220	1,175	45	1,080	▲ 140	1,035	▲ 140	45	0	20	0	650	▲ 430	605	▲ 430	45	0	45	25
介護系	455	410	45	455	0	410	0	45	0	0	0	240	▲ 215	195	▲ 215	45	0	0	0
デジタル系	660	480	180	806	146	626	146	180	0	30	0	575	▲ 231	500	▲ 126	75	▲ 105	60	30
ものづくり系	15	0	15	15	0	0	0	15	0	0	0	0	▲ 15	0	0	0	▲ 15	0	0
建設系	40	40	0	40	0	40	0	0	0	0	0	0	▲ 40	0	▲ 40	0	0	0	0
サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の分野 (自由提案を含む)	75	60	15	75	0	60	0	15	0	0	0	15	▲ 60	0	▲ 60	15	0	0	0
小計	2,465	2,165	300	2,471	6	2,171	6	300	0	50	0	1,480	▲ 991	1,300	▲ 871	180	▲ 120	105	55

(計画定員については、県の計画段階の人数である。)

1 令和 8 年度の委託訓練の短期課程の計画定員について

令和 8 年度の計画定員は、国が全国的に計画定員と入校者数に乖離があることから、定員数の見直しを行うこととしたため、県としても現在の入校状況及びセーフティネットとしての定員数を考慮して、令和 7 年度当初の定員から▲991 人の 1,480 人 で設定する。

全体の定員の減少により各分野（事務系、介護系等）の定員も減少するが「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、職業訓練のデジタル分野の重点化等によりデジタル推進人材を育成することとされているため、デジタル系の定員は、575 人（前年度比▲231 人）とする。

2 募集する委託訓練の種類

知識等習得コース (以下、知識等)	一般的な集合形式の訓練。座学（学科及び実習）を 1 日あたり 6 時限で実施。標準 3 か月コース。
デュアルシステム (以下、DS)	座学に企業実習を加えたコース。 標準 4 か月（座学 3 か月＋企業実習 1 か月）のコース。
eラーニングコース (以下、eラーニング)	通所が困難な者を対象に、育情報通信機器を活用した在宅による訓練コース。3 か月を標準とし、1 月当たり 54 時間以上 60 時間以下を標準時間とする。

3 分野別コース設定に係る考え方

上記の訓練で、分野別にコース設定を行う。分野別コース毎の考え方については、以下(1)～(3)のとおり。

(1) 事務系

ア 定員数

令和 8 年度の定員数（案）は、650 人（前年度比▲430 人）とする。

イ コース内容

ビジネスソフトのやや高度な操作方法に加え、簿記 2、3 級の取得を目標とした、

難易度のやや高いコース内容とする。

標準コースは、知識等、DSにて実施する「事務応用科」、「事務エキスパート科」、eラーニングの「IT活用事務養成科」。

なお、令和7年度まで標準コースとしていた「事務基本科」、「事務養成科」については、情報セキュリティのデジタル系カリキュラムを組み込み、デジタル系分野として実施する。(標準コースは「デジタル事務基本科」、「デジタル事務養成科」)

(2) 介護系

ア 定員数

介護人材の確保は県の重要施策のひとつであるものの、入校状況と計画定員の乖離を考慮し、令和8年度の定員数(案)は、240人(前年度比▲215人)とする。

イ コース内容

介護職員初任者研修や介護職員実務者研修の修了と、介護職への就職を支援するコース内容とする。

標準コースは、知識等、DSにて実施する「介護員養成科」、「介護員応用科」。(eラーニングの標準コースなし)

ウ 介護系分野の特例

訓練カリキュラムに「職場見学」、「職場体験」、「職場実習」のいずれかを組み込んで、訓練生それぞれについて複数(2か所以上)の施設で実施し、職場見学等実施率が80%以上である場合には、職場見学等推進費として「入校者数×1万円(税別)」を支給する予定。

(3) デジタル系

ア 定員数

デジタル分野における人材の質的・量的な確保を図るという目的を考慮し、令和8年度の定員数(案)は、575人(前年度比▲231人)とする。

イ コース内容

①PC操作方法の習得や事務基本・中級コースに情報セキュリティのデジタル系カリキュラムを組み込んだ初級・中級コースから、②Webコンテンツ作成・グラフィックデザイン・ホームページ作成方法を習得しWebデザイン関係の就職を支援するコースや、③プログラミング技法などの基本要素を習得し、プログラマーやシステムエンジニアなどの業務への就職を支援するコース内容とする。

標準コースは、知識等、DSにて実施する「PCスキル基礎科」「デジタル事務基本科・養成科」、「IT養成科」、「Webクリエイター科」、「プログラマ養成科」、eラーニングでは「Webデザイン・プログラミング科」、「Java・Pythonプログラミング科」。

ウ デジタル系分野の特例

デジタル分野の訓練に係る特例は次頁のとおり支給する予定。

(7) DX推進スキル標準対応コース

① 対象コース

知識等コース、DSコース、eラーニングコース(eラーニングコースは事

務系も対象)の以下の要件を満たすコース

② 支給要件

「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっていること。※「スキル項目・学習項目チェックシート」を提出すること。

③ 支給額（デジタル訓練促進費）

訓練受講者1人1月当たり5,000円（税別）

(イ) デジタル資格コース

① 対象コース

知識等コース、DSコース、eラーニングコースの以下の要件を満たすコース

② 対象資格（IT関係の資格）

ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているもの）

③ 対象資格（WEBデザイン関係の資格）

委託訓練実施要領別添7に該当する資格（WEBクリエイター能力認定試験（エキスパート）、illustratorクリエイター能力認定試験（エキスパート）など）

④ 支給要件

資格取得率はIT関係の資格は資格取得率が35%以上、WEBデザイン関係の資格は、資格取得率が50%以上、かつ、就職率が70%以上であること。

⑤ 支給額（デジタル訓練促進費）

訓練受講者数1人1月当たり10,000円（税別）

なお、「(ア)DX推進スキル標準対応コース」と「(イ)イデジタル資格コース」の要件を併用したコースの設定も可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの取り扱いは以下のとおり。

【支給要件1】

IT関係の資格取得率35%（又はWEBデザイン関係の資格取得率50%）以上、かつ、デジタル訓練促進費就職率70%以上 = デジタル訓練推進費1万円（税別）

【支給要件2】

支給要件1によるデジタル訓練促進費が支給されない場合 = デジタル訓練推進費5千円（税別）

(ウ) デジタル職場実習実施コース

① 対象コース

知識等コースの以下の要件を満たすコース（オンラインでの職場実習は対象外）

② 職場実習期間及び設定時間

実習期間は2週間以上1箇月未満とし、設定時間は週5日、1日5時間を標準とする。

③ 支給要件

職場実習出席率 80%以上であること。

④ 支給額（デジタル訓練促進費）

訓練受講者1人当たり2万円（税別）

なお、「(ア) デジタル職場実習実施コース」は、「(イ) DX推進スキル標準対応コース」と「デジタル資格コース」との要件を併用したコースの設定も可能であり、かつ、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給も可能。

4 求職者の状況に応じた訓練

知識等コースでは、以下の求職者の状況に応じたコースとして設定することが可能。

(1) 育児等両立支援コース（育児等両立コース）

育児や介護等によりキャリアを中断した求職者の経済的、社会的自立や活躍促進を支援するため、短時間の職業訓練により就職を支援する。事務系を想定しているが、他のコースで見込めるのであれば変更可。

ア 定員（目安）

90人（15人×6コース）新潟市2コース、上越市、柏崎市、長岡市、三条市各1コース

イ 訓練対象者（受講要件）

(ア) 乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する者、家族の介護をする者、その他特に配慮を必要とする者

(イ) 受講要件の確認方法は、ハローワークが行い、入校申込書を受理する。

(ウ) その他特に配慮を必要とする事項は、障害者を養育中の者、持病のため通院が必要な者等。

ウ 訓練設定時間及び訓練期間

1か月あたりの標準設定時間 80時間（一日あたりの時間 4～5時間）

1日あたり4時間の訓練の場合、昼休みを設けずに実施することも可能。

(2) 中高年齢者就職支援コース（中高年齢者向けコース）

中高年齢者を対象に、通常のコースより緩やかなペースで訓練を実施するとともに、キャリアに応じた就職支援を行う。

ア 定員（目安）

90人（15人×6コース）新潟校2、上越校2、三条校2

イ 訓練対象者（受講要件）

概ね55歳（実施地域のニーズによっては45歳）以上で通常のコースより緩やかなペースでの訓練を希望する求職者。

5 委託訓練におけるデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定について

全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付けデジタル技術を活用できるようにすることが重要であることとされていることから、デジタル分野以外の訓練においても、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を必須とします。

【デジタルリテラシーを含むカリキュラム一例】

- ア 就職先業界の社会課題に対して、データやデジタルを活用した解決
介護・美容・飲食・病院・流通等のデジタル活用による効率化の事例の紹介等
- イ 就職先業界の顧客・ユーザーの行動変化と変化への対応
効果的な SNS 広報の事例、データ・デジタル技術を活用した顧客・ユーザー行動
の分析の紹介等
- ウ 就職先で想定されるインターネットサービスの活用
ZOOM、Teams 等の代表的な WEB 会議用ソフト、グループウェアの利用方法・紹介等

6 受講者の優先枠について

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者及び、ひとり親、未就職卒業者優先枠を短期課程の全コースに設定予定。

7 託児サービスの設定について

子育てと仕事の両立を支援するため、託児サービスの委託先開拓に努め、託児サービスを付加するコースの提案を積極的に求める。

【託児サービスに係る委託費の単価】

託児サービス機関における一般の利用者の利用単価と同額(委託先機関自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費)であること。

8 訓練コース名(サブタイトル)について

(1) 目的

各訓練コースの仕上り像、就職先のイメージ、習得したスキルの活用例、修了者の声等を求職者に十分にアピールすることで、受講への興味、関心を高め、受講生の増加につなげていくため、求職者へのアピールの1つ目のステップとして、コースの仕上り像及び習得レベルに応じて、訓練コース名に「サブタイトル※」の設定ができるものとし、求職者の関心を引くことを目的とする。

※令和6年度説明会では「広報用コース名」。

(2) 「サブタイトル」の検討について

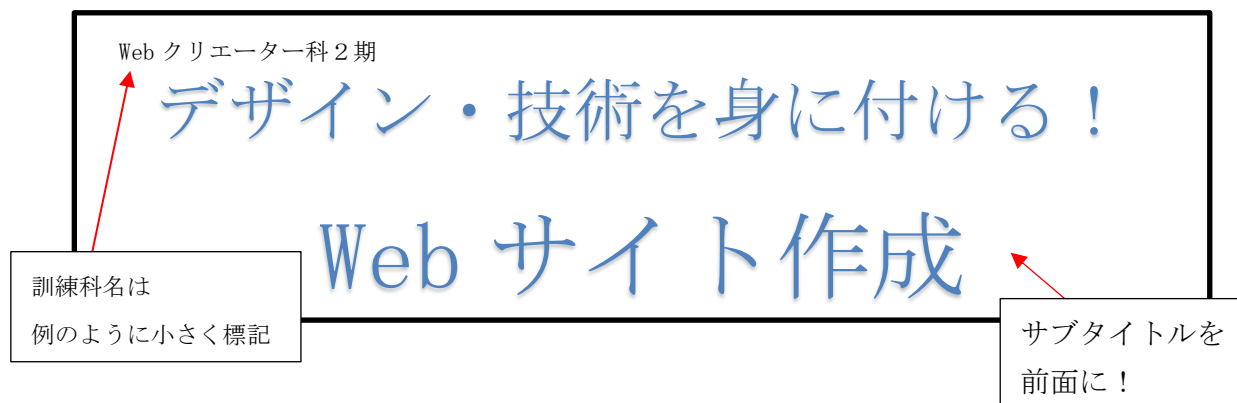
訓練生募集にあたり、「サブタイトル」をテクノスクールへ提案する場合は、以下を参考に検討すること。

- ア 訓練目標となるキーワードを使用。
- イ 実際の訓練内容と相違が生じないこと。

- ウ サブタイトルに訓練実施機関名が入っていないこと。
- エ 他コースの公募を妨げるようなサブタイトルにならないこと。
- オ その他各テクノスクールから示された（示された場合）注意点。

(3) 広報用リーフレットへの掲載について

【参考例】Webクリエイター科2期（デザイン・技術を身に付ける！Webサイト作成）



9 ジョブ・カードの作成支援について

平成 28 年度のキャリアコンサルタント国家資格化以降、キャリアコンサルタント登録者が順調に増加してきており、ジョブ・カード作成支援のための体制整備が図られたと厚生労働省が判断したことから、平成 30 年度をもってジョブ・カード講習が終了となった。

ジョブ・カード講習の終了により、現在ジョブ・カードの作成支援ができるのは、職業能力開発促進法（以下「法」という。）第 30 条の 3 に基づくキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）、教員（学生に対して作成支援を行う場合）、職業訓練指導員※（職業訓練の実施に伴い作成支援を行う場合）となる。

※ 法第 28 条に規定する職業訓練指導員免許を保有する者及び同法第 30 条の 2 に該当する者に限る。

なお、職業訓練指導員免許取得の要件や手続は県のHPを参照のこと。

10 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修受講等の要件

(1) 委託訓練受託機関の選定要件

下記の①、②のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者（カリキュラム作成に携わる常勤の者）が委託先機関に在籍していること。
- ② ISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及び ISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）を取得していること。

(2) 選定要件の確認方法

企画提案書の提出にあたって、①又は②のいずれかの根拠資料の写しの添付が必須。

11 公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定について

平成30年度より実施している「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」について、同認定を取得している教育訓練機関は委託先選定時に加点要素とする。(令和6年度以降、審査認定機関の募集や民間教育訓練機関からのガイドライン適合事業所認定の申請の受付を休止しています。)

12 広報について

訓練コースの広報においては、受講希望者が、訓練中並びに修了後がイメージしやすくするため、リーフレット（ホームページ）等にあっては、以下の事項の掲載にご協力ください。

- (1) 受講者（修了者）の声（感想）
- (2) 訓練受講による仕上り像
- (3) 就職先の具体例

13 就職支援経費について

就職支援経費は、知識等習得コースのうち1月を超えるコースで、訓練生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費とし、以下によって計算される額を支給するもの。

<就職支援経費の支払額>

$$\text{受講者数} \times \text{就職支援経費} \times \text{対象月数}$$

「対象月数」は、就職支援経費の支払の対象となる月数をいい、訓練を行った期間（訓練期間）のことをいう。

「対象月数」は最長6月まで。(訓練期間3月の場合、3月分が対象月数)

「就職支援経費」は就職率に応じて以下のとおり。

- ① 就職率 80%以上 20,000円（税別）
- ② 就職率 60%以上 80%未満 10,000円（税別）
- ③ 就職率 60%未満 支給なし

<就職率の算定方法>

$$\frac{\text{対象就職者}}{\text{(訓練修了者+対象就職者のうち 就職のための中途者)}} \times 100$$

14 就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者の就職状況の確認について

就職状況が追跡困難又は未回答（追跡困難等）となっている訓練修了者について、就職支援経費の対象となる「就職の有無」を、以下の条件、手順によりハローワークへ照会することができる。

(1) 照会条件

就職状況報告書の回収率が80%以上かつ①、②のいずれかに該当

ア 就職支援経費就職率が60%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が60%以上となる場合

イ 就職支援経費就職率が60%以上80%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が80%以上となる場合

(2) 照会手順

ア 修了者の就職状況を把握。(訓練修了後3箇月以内の就職状況把握と併用可)

イ 就職状況の暫定的な把握結果を作成。

ウ イに合わせて追跡困難となった経緯に係る報告書作成。

エ テクノスクールへイ、ウを報告(照会依頼)。(訓練終了日翌日から100日以内)

オ テクノスクールから照会についての回答。

カ 回答を踏まえ、最終的な就職状況の把握結果を再報告。(訓練終了日の翌日から130日以内)

(3) 就職支援経費の支払い時期

最終的な就職率をもとに実績報告書を提出し、履行確認が完了した後に請求し、請求に応じて支払いを行う。

14 契約までの流れ

(1) プロポーザルの日程

募集期間が短くなる傾向にあった4～6月開始で設定するコースについて、前年度中に委託契約の締結が行えるよう、プロポーザルの日程を設定する。

日程	実施内容等	
公募開始、説明会案内発出	令和7年11月13日（木）	
委託訓練説明会の参加登録締切	令和7年11月18日（火）	
委託訓練説明会（Zoom開催）	令和7年11月20日（木）	
参加申込書の提出 【提出先】提案者の所在地の 所管テクノスクール	令和7年11月28日（金）	
参加資格の確認結果通知 ※ 参加申込書を提出したテクノスクールより提案者へ通知	令和7年12月8日（月）以降	
企画提案書等の提出 【提出先】提案者の所在地の 所管テクノスクール	令和8年 4～6月開始コース	令和8年 7月以降開始コース
	令和7年12月下旬 ～ 令和8年1月上旬頃	令和8年 2月下旬以降
ヒアリング実施及び企画提案審査会	1月上旬以降 （12月定例会議決後）	3月末以降 （2月定例会議決後）
企画提案の審査結果及び決定通知 ※ 審査実施テクノスクールより 提案者へ通知	1月中下旬以降	4月上旬以降
所管テクノスクールと業務委託契約	1月下旬～ 2月上旬以降実施	

(2) 企画提案書提出時期の違いについて

ア 「令和8年4月～6月」開始のコースについては、1月上旬以降に企画提案審査会を実施。これに伴い、企画提案書の提出期限が12月末～1月上旬頃、委託契約の締結、募集開始は概ね1月下旬から2月上旬頃。

イ 「令和8年7月～令和9年3月」開始のコースについては、3月末以降に企画提案審査会を実施。これに伴い、企画提案書の提出期限は2月下旬以降、委託契約の締結、募集開始は概ね4月以降。

企画提案するコースの開始月により、提出期限が異なります。ご注意ください。

15 企画提案の説明会

企画提案書の提出期限や企画提案書の記載方法については各テクノスクールで設定。プロポーザル参加資格審査結果通知時を目処に、各テクノスクールから別途指示（説明会の実施の有無、実施する場合の日程など）があるので、示された事項をもとにご対応ください。

〈テクノスクール所在地・連絡先〉

校名	担当部署	所在地・連絡先
新潟 テクノスクール	開発援助課	950-0915 新潟市中央区鏡西1丁目11-2 Tel 025-247-7397 Fax 025-247-7363 Mail ngt055010@pref.niigata.lg.jp
上越 テクノスクール	訓練課	943-0171 上越市大字藤野新田333-2 Tel 025-545-2190(代) Fax 025-545-2193 Mail ngt055020@pref.niigata.lg.jp
三条 テクノスクール	訓練課	955-0024 三条市柳沢353-2 Tel 0256-38-3464 Fax 0256-38-8220 Mail ngt055040@pref.niigata.lg.jp
魚沼 テクノスクール	訓練課	949-7413 魚沼市堀之内3335-1 Tel 025-794-2410(代) Fax 025-794-2411 Mail ngt055060@pref.niigata.lg.jp

○ プロポーザル参加資格審査申請書様式のダウンロード

提出書類の別紙様式は、新潟県雇用能力開発課のホームページからダウンロード可能。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/koyou/itakutanki.html>